

審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 8 条第 2 項
処 分 の 概 要：通行許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第 6 条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第 5 条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 奈良県道路交通法施行細則第 9 条（通行の許可）
審 査 基 準：別紙のとおり。
標準処理期間：5 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 申請書は、当該申請に係る道路を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）の交通課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先：申請に係る道路を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）
備 考：